

# 「京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例」の一部改正案の骨子について

## 1 趣 旨

- 京都府では、平成19年、都道府県としては全国で初めて「京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例」を制定し、自転車の安全利用やマナーの向上を図るとともに、万一事故が起こった場合の被害者の救済と加害者の経済的負担の軽減を図るため、自転車利用者に対し、自転車損害保険等（以下「保険」という。※）の加入に努めることとしましたが、近年、交通事故の発生件数が年々減少している中で、自転車側に責任のある事故は増加の傾向にあり、事故による高額賠償請求事例も散見されます。こうした状況や近隣府県等の動向も踏まえ、保険への加入の一層の促進を図るための規定を整備するとともに、自転車の安全利用をさらに進めるため、平成26年9月30日に制定・施行された京都府交通安全基本条例を踏まえた規定を盛り込むなど、条例の一部を改正するものです。

※ 自転車の利用に係る交通事故により生じた他人の生命又は身体の被害に係る損害を賠償するための保険又は共済を言います。

## 2 主な改正内容

- 保険加入「義務」化と規制対象の拡大及び保険加入促進のための事業者等の努力義務の新設

### 義務化の対象・内容

自 加 転 入 車 義 損 務 保 險 の	<b>自転車を利用する者</b> ・自転車交通事故により生じた損害を賠償するための保険への加入	<b>保護者</b> ・未成年者の自転車交通事故により生じた損害を賠償するための保険への加入
	<b>事業者</b> ・従業員が業務のため自転車を利用した交通事故により生じた損害を賠償するための保険への加入	<b>自転車貸出業者</b> ・貸し出した自転車の交通事故により生じた損害を賠償するための保険への加入 ・利用者に対する情報提供
加 の 入 努 力 促 進 義 務 の た め	<b>自転車小売業者</b> ・販売・修理時の保険加入確認 ・未加入時の保険情報の提供	<b>自転車駐車場管理業者</b> ・駐車場利用者に対し、保険情報の提供
	<b>学校（※）の長・学習塾・各種教室等</b> ・自転車通学者の保険加入確認 ・未加入時の保険情報の提供	<b>事業者</b> ・自転車通勤者の保険加入確認 ・未加入時の保険情報の提供

※ 学校には各種学校を含む。

## ○ 府交通安全基本条例に係る規定の追加・反映

- ・ 府の責務に「市町村及び国並びに府民、事業者及び交通安全活動団体との連携・協働」を追加
- ・ 事業活動における自転車の安全利用に係る事業者の一般的責務の追加
- ・ 監護する未成年者に対する保護者の自転車安全教育を行う努力義務の追加

## 3 改正時期

平成29年6月府議会定例会 改正案提出（予定）

## 4 施行時期

- 保険加入「義務」化と規制対象の拡大及び保険加入促進のための事業者等の努力義務の新設
  - ・ 事業者及び自転車貸出業者の保険への加入義務等 : 平成29年10月1日（予定）
  - ・ 自転車を利用する者及び保護者の保険への加入義務及び加入促進のための努力義務 : 平成30年4月1日（予定）
- 府交通安全基本条例に係る規定の追加・反映 : 公布日（予定）

# 京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例の一部改正

## 趣 旨

京都府では、平成19年、都道府県としては全国で初めて「京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例」を制定し、自転車の安全利用やマナーの向上を図るとともに、万一事故が起こった場合に事故の被害者の救済と加害者の経済的負担を和らげることを目的に自転車保険の加入に努めることとしましたが、近年の近隣府県の動向や府内市町村の状況に鑑み、自転車保険への加入の義務化によって加入率の向上を図り、自転車の安全利用に対する理解を更に深めるため、条例の一部改正を行うもの。

## 自転車損害保険等(注1)の義務化の対象・内容

### 加入義務

自転車を利用する者

自転車を利用する  
未成年者の保護者

従業者に業務のため自転車を  
利用させる事業者

レンタサイクル等  
自転車貸出業者(注2)

### 努力義務

自転車小売業者

自転車駐車場管理業者

学校の長・学習塾・各種教室等、事業者

販売・整備時  
に保険加入  
の確認

未加入時の  
保険情報の  
提供

自転車駐車場利用者  
に保険情報の提供

自転車通学(通塾  
等)・通勤者の保険  
加入の確認

未加入時の  
保険情報の  
提供

## 京都府交通安全基本条例に係る規定の追加・反映

- 府の責務に「市町村及び国並びに府民、事業者及び交通安全活動団体との連携・協働」を追加
- 事業活動における自転車の安全利用に係る事業者の一般的責務を追加
- 監護する未成年者に対する保護者の自転車安全教育の一般的責務を追加

(注1) 自転車損害保険等とは、自転車の利用に係る交通事故により生じた他人の生命又は身体の被害に係る損害を填補するための保険又は共済をいう。

(注2) レンタサイクル等自転車貸出業者に係る義務には、利用者に対する情報提供を含む。